

## 議案第 88 号

渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 5 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 5 条の 2 及び第 5 条の 4 中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 8 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 万 5 0 0 円」を「3 1 万 6, 2 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第 4 条、第 5 条の 2、第 5 条の 4 及び第 8 条の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を告示される渋川市議会議員又は渋川市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法施行令の一部改正に準じて改正をしようとするものである。

**渋川市議会議員及び渋川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表**  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6, 100円</u>を超える場合には、<u>1万6, 100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ （略）</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担）</p>	<p>（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5, 800円</u>を超える場合には、<u>1万5, 800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ （略）</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担）</p>

第 5 条の 2 候補者は、7 円 7 3 銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第 5 条の 4 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が7 円 7 3 銭を超える場合にあっては、7 円 7 3 銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 5 条の 2 後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第 8 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、5 4 1 円 3 1 銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に3 1 万 6, 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に 1. 1 を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対して支払う。

第 5 条の 2 候補者は、7 円 5 1 銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第 5 条の 4 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が7 円 5 1 銭を超える場合にあっては、7 円 5 1 銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 5 条の 2 後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第 8 条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、5 2 5 円 6 銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に3 1 万 5 0 0 円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に 1. 1 を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対して支払う。